

## 判 決

司会 それでは、裁判体Aから判決をお願いします。

裁判体A裁判官 裁判体Aの結論は、有罪です。ちなみに、その内容についてお話しします。裁判員の方は、有罪7名、無罪3名。裁判官役は、有罪2名、無罪1名です。したがって9対4ということで、3分の2でいうとかるうじてといいますか、有罪です。

その理由につきましては、個々のお考え方があると思いますけれども、簡単に、もしかしたら私個人がまとめた見解になるかもしれませんが、述べさせていただきます。

被告人は、本件、山口淳一の殺害につきまして、三枝成之さんとの間で、殺害について話題が出たことはあるが、その荒唐無稽な内容から、真に実行するとは思わず、これにに応じて鍵を渡したりしたものであって、殺意はなく共謀もない旨主張されております。

しかし、三枝氏がはじめ本件について殺意を生じ、稲本氏に対してこれの加担を求め、公訴事実の殺害場所で実行したことは明らかなものであります。本件につきましては共謀の成否が問題になります。

これに関する共謀を基礎づける事実としては、被告人が「やっちゃん」もしくは「やっちゃんしかない」という発言をなしたのかどうか、鍵の交付を三枝氏にしたことについてどう評価するか、犯行当夜の合図について指示等が存在したのか、それから、本件犯行当日の特定の決定についてどうだったのか、各事実の問題があると考えられます。

まず、三枝氏の供述による、犯行を決意した発端となる「やっちゃん」もしくは「やっちゃんしかない」という発言につきましては、これ自体具体的であって、信用できるものと考えられますけれども、被害者と同居している被告人に対して、その殺害という重大なことをその後打ち明けていたことは事実であると考えられますので、その状況に照らしますと、何らかのことで被告人側に殺害が生じることを受容するような態度、これがあったことは明らかであると考えられますので、かようなことが被告人の心にあったのではないかと考えられます。

また、鍵を交付した行為については、被告人のほうは主張されていますけれども、この主張は信用できないものと考えられ、この鍵を交付したことの重みは非常に重く、また、その後、9月8日に実行することは、鍵の交付を言われていることなどにかんがみますと、鍵の交付をすること、それから、その後実行日を伝えられていることについての重みは、大きいと思います。

それから、障子の合図については、その内容についてはいささかあいまいな点があって、合意内容ということ自体についてはそこそこのものでありますけれども、被告人方の障子について言われていることを考えますと、障子についての何らかの発言があって合意があった、合図らしきものがあったのではないかと考えます。

それから、本件当日、三枝氏らが進入して犯行に及んだ際、被告人はリビングのほうに退避しただけであって、もし三枝氏が本気でないとしたら、三枝氏と関係のない者が仮に進入してきたとすれば、このような行動は考えられないと思いますけれども、これらの被告人の行為に照らしますと、被告人は本件の発生を認識・認容していたということは十分に考えられます。

三枝氏の供述に関しましては、犯行日の特定に関する事など、その信用ができない部分もありますけれども、基本的な信用性は認められると思います。

このように鍵の交付行為、それから、本件当時、本件後の被告人の行動などを考えますと、被告人の行為は認識・認容だけではなくて、その重要な役割を果たしていることも考えられますので、共同正犯の責任を負うものと考えます。

司会 ありがとうございます。それでは、裁判体Bの方、判決をお願いします。

裁判体B裁判官 結論を申し上げますと、B裁判体は裁判官3、裁判員4、7名で構成されておりますが、判決は、裁判官が有罪2、無罪1、裁判員4名は全員有罪、6対1ということで有罪に結論が出ております。

理由につきましては、私は、裁判員を含む裁判体で判決の理由をどう構成するのかということ、この模擬裁判を行う上で非常に問題だと思ったのは、判決理由の構成を考えていく場合には、合議を尽くして行って、論点についての一つひとつの採決をしていかないと、判決理由の構成ができるのだろうかという点があります。

しかし、今回の評議の中で、各論点についての採決は行っておりません。したがって、結論については、いま申し上げたような結論が出ているわけすけれども、各自、皆さんいろいろ、お考えがあって有罪の結論をお出しになっているわけですが、それを一つひとつ、どういう理由で有罪にされたかということは、決して明確にしておきませんので、そこをお断りしておきますが、大きなところとしては、まず第1点、動機について、いろいろ議論をいたしております。

動機の点につきましては、弁護人側が指摘されていますように、被告人側の殺意を抱く動機としては必ずしも十分ではない。そういう点で、皆さん、殺意を前提とした共謀の形成にかなり躊躇を感じられていた。そういうのは出てきております。私もそういう点があります。

ただ、それを踏まえながら、なお、殺意を前提とした共謀関係の、犯罪共同体の成立をなぜ認めるのかということ、動機の点については、被告人と共犯でもあります三枝氏の犯行の動機、殺人動機といったものとは、全然異質なものがあるわけすけれども、二人の間で山口被害者に対する関係が、違った動機でありながら、山口に対する殺害についての話が進展している中で、殺意を共通に認容した形での共謀関係が成立していったのではないかと。そういう形においての共謀というのはあるのではないかと。

そういった面で、検察官が描かれたところの、被告人主導による犯罪共同体の成立という観点に対しては、むしろ否定的だというふうにお考えいただいているのではないかと思います。

それから、そういう過程の中でなぜそういう共謀関係の成立を認めるかということは、いま裁判体Aのほうからの指摘がありましたように、被告人と三枝との間の殺害についてのいろいろな話し合いが現実に行われていることについては、それをどう評価するかは別として、そういう話し合いがなされたという客観的事実は、被告人側も否定してはおりませんし、かつまた、鍵を渡したという、これはかなり大きな要素になっているというか、決定的とっていいくらいの大きな意味を持っている。鍵を渡したというあたりを中心と

して、やはり共謀関係の成立というのは否定できないと思われま

す。犯罪の実行日を決定した過程等につきましては、双方の意見が食い違っておりますし、特に、共犯者の自白の信用性というものをどう評価するかという形の中において、少なくともこの模擬法廷の中で挙がってきた証拠だけから判断する形においては、必ずしも結論的にどちらが言い出したとかいうことは言いにくい状況があると思

います。そういった面で、少なくともこの模擬法廷で出てきた証拠だけで判断する点においては、被告人と三枝との間の供述関係で対立している点については、なかなか評価・決断をしにくい点がある。そこらあたりは、どちらかということに被告人に有利な判断をして結論に達しました。

そして、いちばん被告人側からの無罪の立論になっているのは、そういう客観的事実としての、三枝との間の殺害についてのいろいろな打ち合わせなり、鍵を渡したとかいうことについて、もともと計画そのものが荒唐無稽のものであって、それは信用しがたいもので、実現性のあるものだとは思わなかったとか、鍵を渡した点についても、三枝のほうから愚痴を言われていたからそれを逃れたりといったような、いろいろな弁明されていることについては、経験則に照らして、自然なものでない、合理性を欠く、信用しがたいということで、基本的に、三枝の供述全体が全面的に信用できるわけではないけれども、やはり一方的にそういう認定するものではないけれども、犯罪事実も認め、かつ、客観的に行われた犯罪の結果、残された立証物と整合性の高い三枝の供述というものは、基本的に信用性があるなという点。

と同時に、反面、被告人が責任を逃れようとしている弁明については、社会的な常識に照らして、合理性があるというふうには認められないし、不自然な面が多いという点で、基本的にはやはり信用しがたい面がある。そういったところが、この結論に至った経緯だというふうに思います。

そのほかいろいろ問題があるかもしれませんが、統一しますとそんなことかというふうに。以上です。

司会 ありがとうございます。